⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒁　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HATTA Kazushi, Executive Director, Financial and General Affairs, Hiroshima University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for New Construction of the SKCM² Building, Higashi-Hiroshima Campus Hiroshima University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 19 April 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 23 May 2024
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Department of Facilities, Financial and General Affairs Office, Hiroshima University, 1―2―2 Kagamiyama Higashi-Hiroshima City, Japan 739―8512 TEL 082―424―6107

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を要請します。
令和６年３月29日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　村上　卓也
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名
①　新千里東町Ⅱ期基本・実施設計等業務（以下、「業務Ａ」という。）
②　千里青山台Ⅰ期基本・実施設計等業務（以下、「業務Ｂ」という。）
⑶　業務内容
意匠・構造・設備・土木・造園・除却・基盤整備に関する以下の業務
・基本設計
・実施設計
・積算
・設計意図伝達業務
・その他上記に係る追加業務
⑷　履行期間
①　業務Ａ
令和６年７月下旬（契約締結日の翌日）から令和11年７月11日（水）まで（予定）（但し、指定部分については、（第１次）令和７年５月20日（火）、（第２次）令和８年３月13日（金）、（第３次）令和８年８月31日（月））
②　業務Ｂ
令和６年９月上旬（契約締結日の翌日）から令和14年５月31日（月）まで（予定）（但し、指定部分については、（第１次）令和７年12月12日（金）、（第２次）令和８年９月30日（水）、（第３次）令和９年６月30日（水））
2　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴に掲げる資格を満たす単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たす設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
②　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
③　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
④　当機構関西地区における令和５・６年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
⑤　平成21年度以降（平成21年４月１日から参加表明書の提出期限まで。以下同じ。）に完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績※を１件以上有すること。
（但し、再委託による業務の実績は含まない。また、共同企業体の構成員としての実績である場合は、その出資比率が50％以上のものに限る。）
※効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務の実績をもって判断するものとする。
イ　同種業務
下記の条件を全て満たす新築の共同住宅※１に係る、建築意匠基本設計業務※２
・住棟の構造は、ＲＣ造またはＳＲＣ造であること。
・延べ床面積は3,000㎡／棟であること。かつ複数棟※３、または建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条に基づく、一団地の総合的設計制度の申請対象であること。
ロ　類似業務
イを除く、延床面積5,000㎡以上の新築の共同住宅に係る、建築意匠基本設計業務
※１「共同住宅」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（昭和31年国土交通省告示第98号）別添二の「建築物の類型」項中、「六　共同住宅」欄に記載する建築物をいう。以下同じ。
※２「建築意匠基本設計業務」とは、建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理したうえで、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して成果図書を作成する業務をいう。以下同じ。
※３エキスパンションで接続された住棟については、１棟とみなすものとする。
⑥　別添仕様書に記載の資格基準を満たす技術者等を本件業務に配置できること。
⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所の登録を行っており、過去３年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。
⑧　参加希望者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。
※認定基準：関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。
イ　建設業許可者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出